

農地所有適格法人報告書

自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

(宛先) 旭川市農業委員会会長

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

F A X

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

法人の概要

経営面積	区 分	旭川市	町	町	合計
	田	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
	畑	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
	採草放牧地	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
	合 計	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
法人形態					

1 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない 事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年度	農 業	左記農業に 該当しない事業
3年前(実績)	円	円
2年前(実績)	円	円
1年前(実績) (今回決算の売上高)	円	円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	円 (見込み)	円 (見込み)

2 農地法第2条第3項第2号関係（構成員（議決権を持つ者、社員、組合員）の全ての状況）

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数(口)	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への 年間従事日数(日)		農作業委託の 内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計(口)


農業関係者の議決権の割合(%)

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:  日 (上記の表に記入した年間従事日数の合計)

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数(口)

議決権の数の合計(口)


農業関係者以外の者の議決権の割合(%)

※(1)及び(2)の議決権の割合の合計が100%となるよう記入してください。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、「議決権」については、持分会社の場合は「社員」、農事組合法人の場合は「組合員」と読み替えて使用してください。

### 3 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

#### (1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数(日)		実際に耕地で作業をする年間日数(日)	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

#### (2) 重要な使用人の農業への従事状況(※)

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数(日)		必要な農作業への年間従事日数(日)	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(※) (1) の理事等のうち、法人の農業に年間150日以上従事し、かつ、農作業に年間60日以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

記載する場合、その使用人が確実に法人で雇用されているかどうかを確認できる書類を添付してください。

例：雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書(任意様式) など

#### 【この報告書に添付する書類のチェックリスト】

- ① 定款の写し  
(以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更をしていない場合は、省略可能)
- ② 農事組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は株主名簿の写し  
※ 持分会社の場合は、定款で確認できることから、添付不要
- ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ④ 使用人を農作業の従事者とする場合(3(2)に記載をした場合)には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面(雇用契約書の写し・法人代表による証明書など)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です
- 2 「1(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人が生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1(2) 売上高」の売上高の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」の欄に記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5号に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 法人の代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。